

【令和4年6月1日以降版】

住民税均等割非課税世帯等の皆さまへ

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）は、住民税均等割非課税世帯や新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額

1世帯あたり10万円

給付金の支給時期

市が不備のない確認書または申請書の返送を受理した日から概ね20日後が目安です。
※不備がある場合は、支給が遅れます。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

【注意】 いずれの世帯も世帯全員が住民税均等割が課税されている者に扶養されている場合は、対象外となります。

世帯全員の令和3年度又は令和4年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

令和4年1月以降の収入が減少し、
世帯全員が**「住民税非課税相当」**
の収入となった世帯（家計急変世帯）

住民登録のある市区町村から
確認書が届きます（**要返送**）

世帯全員が、令和4年度「住民税均等割が非課税」の世帯には、基準日（令和4年6月1日）時点で住民登録のある市区町村から確認書が送付されます。

※令和3年度「住民税均等割が非課税」の世帯には、令和4年2月より順次、確認書を送付しました。

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です

申請期限：令和4年9月30日（金）

申請時点で住民登録のある市区町村に申請してください。

【申請書配布先】

春日部市役所ホームページ、
春日部市役所、庄和総合支所、各公民館

詳しくは裏面「II」へ

※既に本給付金の支給を受けた世帯又は当該世帯の世帯主であった者を含む世帯は、支給対象外となります。

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I-① 令和3年度住民税（均等割）が非課税の世帯

- 春日部市の対象世帯には、確認書を令和4年2月より順次、送付しました。
- 確認書の内容を確認して、確認書の発行日より3か月以内に返信してください。
※条件により申請が必要な世帯があります。市までお問合せください。

I-② 令和4年度住民税（均等割）が非課税の世帯

- 春日部市の対象世帯には、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 確認書の内容を確認して、確認書の発行日より3か月以内に返信してください。
※令和3年度住民税（均等割）が非課税の世帯又は家計急変世帯として本給付金を受給した世帯が、令和4年度住民税（均等割）が非課税の世帯として、再度支給されるものではありません。

(注意) 世帯の中に、令和3年12月11日以降に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請方法等について、市公式ホームページを確認してください。



▲市公式
ホームページ

II 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※1となった世帯(家計急変世帯)

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯全員のそれぞれの年収見込額（令和4年1月以降の任意の1か月の収入×12か月）が市町村民税均等割非課税水準以下となった世帯が対象です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付資料（給与明細や預金通帳など任意の1か月の収入がわかるもの）とともに、下記春日部市役所プロジェクトチームに郵送又は直接、提出してください。

■住民税非課税（均等割）判定表及び判定イメージ ※1

家族構成	非課税相当限度額（収入額ベース） 【給与収入の場合】	非課税相当限度額 （所得額ベース）
単身又は扶養親族がいない場合	96.5万円	41.5万円
配偶者・扶養親族（計1名） を扶養している場合	146.9万円	91.9万円
配偶者・扶養親族（計2名） を扶養している場合	187.9万円	123.4万円
配偶者・扶養親族（計3名） を扶養している場合	232.7万円	154.9万円
配偶者・扶養親族（計4名） を扶養している場合	277.9万円	186.4万円
障がい者、寡婦、ひとり親の場合 (右記収入及び所得を超える場合は、上表 の家族構成の人数に応じた区分を適用)	204.3万円	135.0万円

新型コロナウイルスの影響を受けて収入が減少したこと

+

≥

令和4年1月以降の任意の1か
月を年換算（×12か月）

- ・収入では要件を満たさない場合、1年間の所得でも判定可能
- ・所得は、年収換算から給与所得控除、経費等を減額して算出

住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金コールセンター

☎ 0120-526-145

受付時間 9:00~20:00 (土日祝を除く)

春日部市役所 (住所:春日部市中央六丁目2番地)
住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金給付プロジェクトチーム

☎ 048-796-8713

受付時間 平日8:30~17:15